

社員の懲戒処分について

ＪＢ本四高速は管理センターに勤務する社員が、業務上の支出に関する不正行為を行った結果、弊社に損害を生じさせたことから、当該社員を懲戒処分しましたので、お知らせします。

弊社といたしましては、直ちに再発防止に取り組むとともに、二度とこのような不正行為を生じさせないよう、なお一層の綱紀保持に努めてまいります。

1 社員及び懲戒内容（2025 年 8 月 29 日付け）

管理職社員 A	懲戒解雇
管理職社員 B	停職 3 か月
社員 C	停職 1 か月
管理職社員 D 及び E	けん責

2 不正行為の概要

管理職社員 A は、自らの権限で行使できる 2024 年度予算の執行に関して、受注業者に指示して事実と異なる書類を作成させ、業務に必要な物品を会社に購入させました。また、管理職社員 B とともにその事実の隠ぺいを図る行為を行いました。

管理職社員 B は、上記社員の行為を知った後、ともにその事実の隠ぺいを図る行為を行いました。

社員 C は、受注業者に指示して事実と異なる書類を作成させ、業務に必要な物品を会社に購入させました。また、受注業者が納品した当該物品を自宅に持ち帰り使用しました。

管理職社員 D は、不適切な発注であることを認識しながら、予算執行のためにはやむを得ないとして契約手続きを進めました。

管理職社員 E は、指導監督すべき立場でありながら、それを怠りました。

上記行為により弊社が被った損害額は、現時点において、約 37 百万円（税抜）と把握しています。

3 不正行為に関する対応

1. 弊社が被った損害の回復については、当該社員に対しての賠償請求を検討するほか、受注業者とも協議中です。
2. 当該社員に対する刑事処分については、警察署に相談中です。

4 再発防止に係る対応

適切な予算の配賦や執行管理及び契約手続きの改善等について、先行して対策を実施しています。現在も不正行為の要因を分析しており、組織全体での再点検をふまえつつ、更なるコンプライアンスの推進を図り、全社一丸となって再発防止に努めてまいります。